

4月から特定健診が始まります

[対象者:40歳以上] ~国が定めた年に一度の健康診断です。必ず受けてください。~

■**集団健診日程および受診できる医療機関一覧は、同封の「特定健康診査のお知らせ」のチラシまたは市ホームページ(R3年度の情報は4月以降)をご覧ください。**

●**必要なもの** 保険証、健診料:無料(健診料は、市国保が全額補助しますので自己負担はありません)

検査項目

問診、身体計測、理学的検査(診察等)、腹囲測定、血圧測定、尿検査、血液検査

特定健診を受けて分かる生活習慣病

糖尿病、慢性腎臓病、高血圧症、高尿酸血症、脂質異常症、肝臓の障害 等
 検査結果により、国民健康保険課・保健センター等による訪問・電話等での保健指導を行うことがあります。

※保険証は特定健診受診券を兼ねています。切り離さないでください。

鹿児島県 兼高齢受給者証 学
 国民健康保険 被保険者証 **見本**

有効期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日

記号 〇〇 番号 〇〇〇〇 (枝番) 〇〇

発行期日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 氏名 国保 花子
 生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 女

一部負担金の割合 〇 割

交付年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 適用開始年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 世帯主氏名 国保 太郎
 住所 鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号

特定健診受診券番号 211 999999999

※この証は、特定健診受診券を兼ねています。対象者は40歳以上の人で、健診料は無料です。

保険証番号 鹿児島市山下町11番1号 交付者名 鹿児島市

注目!

自己負担は0円!

個人で受けると約1万円かかる検査を、鹿児島市国保の方は、**無料で受けられます。**

令和3年度人間ドック・脳ドック利用補助希望者募集

【対象者】4月1日現在35歳以上で、納期到来分の国保税完納世帯の人
 ※昨年度同じドック補助を受けた人を除く。人間ドックと脳ドックの両方の申し込み不可。

【補助額】検査費用の半額(上限2万円、消費税は自己負担)
 市内の指定医療機関(人間ドック6か所、脳ドック9か所)で受診することができます。定員を超えた場合は抽選となります。
 募集期間、申し込み方法については、「市民のひろば4月号」をご覧ください。

はり、きゅう施設利用券交付要件について

■ **はり、きゅう施設利用券の申請前に特定健診を受けてください。**

【交付要件】

- ・納期到来分の保険税完納世帯であること
- ・40歳以上の方は、特定健診を当年度から過去2年度のうち少なくとも一度受診していること

※職場健診や人間ドック等の結果を特定健診に代えることができます。はり、きゅう施設利用券の交付申請時に検査結果をお持ちください。

国保の加入脱退は自動的に行われないので必ず届け出が必要です

転入や転出、職場の健康保険に入ったときなど、その事実が発生した日から14日以内に必ず届け出をしましょう。各届け出にはマイナンバーを確認できるもの(マイナンバーカード)と手続きに来る人の公的機関から発行された顔写真付きの身分証明書の原本(運転免許証など)も一緒にお持ちください。(別世帯の人が代理人として手続きをするときは委任状も必要。)

※本市国保資格喪失年月日以降にそのまま保険証を使用すると、後日、国保が負担した医療費を返還していただく場合があります。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に入るとき	他の市区町村から転入したとき	印鑑(認印可) ※転入届後に加入手続きができます
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書、印鑑(認印可) ※職場の健康保険の資格喪失年月日以降に加入手続きができます
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	
	子どもが生まれたとき	印鑑(認印可) ※住民登録後に加入の手続きができます
国保をやめるとき	生活保護を受けなくなったとき	保険証、生活保護(廃止)証明書
	他の市区町村に転出したとき	保険証(世帯全員分)
	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(該当者全員分)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	
その他	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護(開始)証明書
	市内間で転居したとき	保険証(世帯全員分)、印鑑(認印可)
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分離または合併したとき	
保険証をなくしたり汚したりしたとき(再発行)	印鑑(認印可)、汚した保険証	

※押印の見直しにより、令和3年4月以降、届け出の印鑑が不要となる可能性があります。

第三者行為による傷病届について

交通事故や傷害、犬咬みなど第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が負担することになりますが、業務上や通勤災害によるものでなければ、国民健康保険証を使って診療を受けることができます。ただし、その場合には、必ず、「第三者行為による傷病届」を国民健康保険課に提出してください。(届出により、加害者に代わり市が保険給付割合分の治療費を立て替えて支払い、後日、市が立て替えた分を加害者へ請求します)

高額療養費制度

同一の月に医療機関に支払った一部負担金(保険診療分)が、所得や年齢によって定まる下表の「自己負担限度額(月額)」を超えたときに、その差額が申請により高額療養費として支給されます。申請の期限は診療月の翌月から2年間となります。

自己負担限度額(月額)

(70歳未満)

区分	自己負担限度額
所得が901万円を超える	ア 252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 4回目以降は140,100円【※1】
所得が600万円を超え901万円以下	イ 167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 4回目以降は93,000円【※1】
所得が210万円を超え600万円以下	ウ 80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 4回目以降は44,400円【※1】
所得が210万円以下(市民税非課税世帯を除く)	エ 57,600円 4回目以降は44,400円【※1】
市民税非課税世帯	オ 35,400円 4回目以降は24,600円【※1】

(70歳以上75歳未満) ※平成30年8月診療分から

区分	負担割合	自己負担限度額		
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者	Ⅲ (市民税の課税標準額が690万円以上)	3割	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 4回目以降は140,100円【※1】	
	Ⅱ (市民税の課税標準額が380万円以上)	3割	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 4回目以降は93,000円【※1】	
	Ⅰ (市民税の課税標準額が145万円以上)	3割	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 4回目以降は44,400円【※1】	
一般	2割	18,000円	57,600円 4回目以降は44,400円【※1】	
市民税非課税	Ⅱ(Ⅱ以外)	2割	8,000円	24,600円
	Ⅰ【※2】	2割	8,000円	15,000円

【※1】 表中の4回目以降の金額は、診療を受けた月を含む過去12か月以内に自己負担限度額以上の負担が4回以上あったときの4回目以降に適用される自己負担限度額です。ただし、70歳以上75歳未満の適用区分が一般・市民税非課税Ⅱ・市民税非課税Ⅰの外来(個人単位)のみで自己負担限度額を超える場合は対象回数に含みません。

【※2】 同一世帯の国保加入者全員と世帯主が市民税非課税で、それぞれの所得が0円かつ年金収入が80万円以下の世帯の人です。

※ 70歳未満の人の合算の対象となる一部負担金は、診療を受けた暦月(1日から末日まで)で、各医療機関ごとの、入院・外来別、医科・歯科別で、21,000円以上の保険内の支払いがあるもの(外来診療で院外処方がある場合は、処方箋を出した医療機関の外来分と薬代の合計額が21,000円以上のもの)です。

※ 食事代や保険外(差額ベッド代など)の支払いは対象になりません。

【高額療養費支給申請に必要なもの】

- ① 療養者の国保の保険証の原本
- ② 医療機関などの領収書の原本または支払い証明書の原本
- ③ 普通預金通帳
- ④ 世帯主の印鑑(認印可)
※押印見直しにより、令和3年4月以降、印鑑が不要となる可能性があります。
- ⑤ 申請に来る人の公的機関から発行された顔写真付きの身分証明書の原本(マイナンバーカード、運転免許証またはパスポートなど)
- ⑥ 療養者及び世帯主のマイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカードなど)
- ⑦ 世帯主以外の方が申請に来る場合は、委任状や世帯主の保険証など、その世帯主が代理人を指定した事実を確認できる書類(その世帯主と同一世帯の人が申請に来る場合は不要)

◎ 市民税非課税の方は、食事代が減額になる場合があります。詳しくはお問合せください。

◎ 途中で加入している健康保険が変更になった場合は、健康保険毎の算出となります。

スマートフォン決済アプリによる納付サービスを開始します

令和3年4月から、スマートフォン決済アプリ「PayPay(ペイペイ)」「LINE Pay(ラインペイ)」「支払秘書」「PayB(ペイビー)」「モバイルレジ」を利用した納付を開始します。
スマートフォン決済とは、納付書に印字されたバーコードをスマートフォンの決済アプリに読み込むことで納付ができるサービスです。
※納付書にバーコードが印字されていないものは対応できません。

口座振替のご案内

国保税の納付は、安全・確実・便利な口座振替(自動払込)をぜひご利用ください。

1. 現金を持ち歩く必要がなく、安全です。
2. うっかり納め忘れる心配がなく、納付が確実です。
3. 金融機関等へ出かける手間がいらず、忙しい方には便利です。

学生特例のご案内

学生特例とは、修学のため他市区町村に転出している学生が対象要件を満たせば親元の国民健康保険の被保険者と認められる制度です。
現在学生特例を受けている人で今年3月に卒業する人は、国保の資格喪失の手続き、進学で修学延長する人は特例延長の手続きがそれぞれ必要です。
また、新たに学生特例を希望される場合も手続きが必要です。

医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免

災害(震災、風水害、火災など)を受けた場合、又は倒産・解雇等による失業(定年退職、自己都合などは除く)、疾病、負傷などにより申請月の世帯収入が前年同月に比べ7割以下に激減し、一定の額以下になった場合に、申請月から3ヶ月の期間、医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金が減免される場合があります。
詳しくは、お問い合わせください。

倒産・解雇等による離職者に対する特例措置(軽減措置)

次のすべての要件に該当する人は、申告により総所得金額のうち給与所得を100分の30にして国保税を課税する特例措置(最長2年間)が受けられます。また、この申告により高額療養費の自己負担限度額及び入院時の食事代などが減額される場合があります。

- ① 離職日時点において65歳未満の人
- ② 雇用保険受給資格者証の離職理由の番号が 11・12・21・22・23・31・32・33・34 に該当する人

【申告時に必要なもの】

雇用保険受給資格者証(原本)、印鑑(認印可)、申告に来る人の公的機関から発行された顔写真付きの身分証明書の原本(マイナンバーカード、運転免許証またはパスポートなど)、特例対象被保険者及び世帯主のマイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカードなど)

- ※雇用保険受給資格者証の交付を受けたら、早めに申告してください。
- ※令和3年4月以降、申請時に必要な印鑑は不要になります。

市県民税の申告のお願い

令和3年度の国保税は、加入者の令和2年中(1月～12月)の所得に基づいて計算されます。
所得がなかった人や障害・遺族年金のみを受給され、扶養親族等になっていない人なども必ず市県民税課または各支所税務課で市県民税の申告をしてください。(申告することで国保税や高額療養費の自己負担限度額及び入院時の食事代などが減額される場合があります)
ただし、次に該当する人は申告不要です。

- ① 税務署に所得税・復興特別所得税の確定申告書を提出する人(所得税と異なる課税方式を選択する場合を除く)、または給与収入(所得)のみで勤務先から鹿児島市に給与支払報告書を提出してある人
- ② 公的年金等(障害・遺族年金を除く)のみを受給している65歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)の人で令和2年中の支給額(複数の年金を受給されている人はその合計額)が151万5千円以下の人
- ③ 令和2年中に所得がなく、年末調整や所得申告などで同一生計配偶者や扶養親族になっている人(鹿児島市外の親族から税金上の扶養となっている人は申告が必要です)

国保税の特別徴収(年金からの差引き)について

世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満であり、世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合、世帯主の年金から、その世帯の国保税を特別徴収することになります。(ただし、年度途中で世帯主が75歳に到達するなど一定の条件に該当する場合には対象になりません)
特別徴収額などについては、それぞれの区分に応じた時期に通知書を送付してお知らせします。

区 分	通知書名	通知時期	
すでに特別徴収の世帯		2月	
令和3年度から新たに特別徴収が始まる世帯	仮徴収通知書	4月開始	2月
		6月開始	4月
	納税通知書	8月開始	6月
		10月開始 ※	納税・更正通知書

※10月開始については、6月・7月・8月のいずれかにお知らせします。

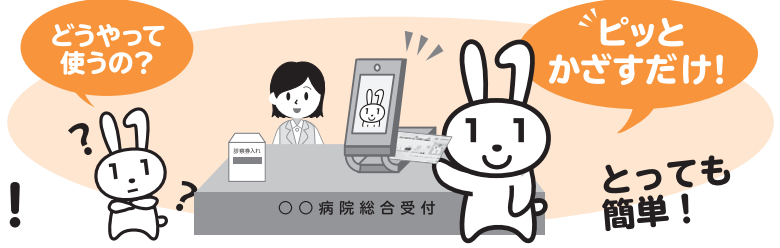
◎年間の特別徴収額ができるだけ均等になるように、6月と8月の仮徴収額を変更した通知書を4月に送付する場合があります。

1 マイナンバーカードのご案内 ※

2021年3月から

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!

※このページは、内閣府・総務省・厚生労働省作成のリーフレットの内容を掲載したものです。



1 マイナンバーカードをカードリーダーにかざす

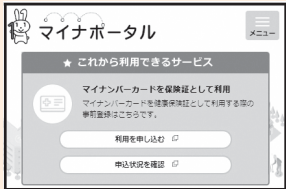
医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。カードの顔写真を機器、又は職員が目視で確認します。
※機器を使う場合、顔写真は保存されません。



2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用には事前に登録が必要です



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に登録が必要です。登録の申込は、2020年度ははじめからマイナポータル*でできるようになります。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報は記録されません。

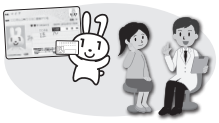
マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

どんないいことが? 6つのメリット

POINT 1 健康保険証としてずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替を待たずにカードで受診できます。

※保険者への加入の届出は引き続きが必要です。



POINT 2 医療保険の資格確認がスピーディ!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



POINT 3 窓口への書類の持参が不要!

オンラインによる医療保険資格の確認により、高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要になります。

※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

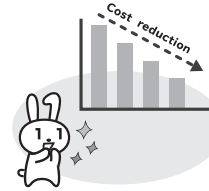


POINT 4 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになります。(2021年秋頃予定)患者の同意のもと、医師や歯科医師がオンラインで薬剤情報や特定健診情報を、また、薬剤師も薬剤情報を確認できるなど、より多くの情報をもとに診療や服薬管理が可能となります。

POINT 5 医療保険の事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



POINT 6 マイナンバーカードで医療費控除も便利!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります。(2021年秋頃予定)確定申告でも、マイナポータルを通じて医療費情報を取得し、医療機関等の領収書がなくても手続ができるようになります。



マイナンバーについてのお問合せ 紛失・盗難によるマイナンバーカードの利用停止については24時間365日受付!

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 受付時間(年末年始を除く) マイナンバーカードの申請方法はこちら↓
平日/9:30~20:00 土日祝/9:30~17:30 <https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

通知カード、マイナンバーカード 050-3818-1250
その他のお問合せ 050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

マイナンバー制度について 0120-0178-26
Inquiries about My Number System

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

通知カード、マイナンバーカード 0120-0178-27
Inquiries about Notification Card and My Number Card



国保に関するお問い合わせは

本 庁	国民健康保険課 別館1階3番窓口	給付係 ☎(直通) 216-1228
	国保の加入・脱退、給付については	保健事業係 ☎(直通) 808-7505
	特定健診・保健指導については	賦課係 ☎(直通) 216-1229
	国保税の計算・内容については	納税係 ☎(直通) 216-1230
	国保税の納付・納税相談については	庶務係 ☎(直通) 216-1227
	国保の財政については	
谷山支所	市民課国民健康保険係	☎(直通) 269-8414
伊敷支所	総務市民課市民係	☎(直通) 229-2115
吉野支所	総務市民課市民係	☎(直通) 244-7284

吉田支所	総務市民課市民係	☎(直通) 294-1212
桜島支所	桜島総務市民課市民係	☎(直通) 293-2347
〃	東桜島総務市民課	☎(直通) 221-2111
喜入支所	総務市民課市民係	☎(直通) 345-3754
松元支所	総務市民課市民係	☎(直通) 278-2114
郡山支所	総務市民課市民係	☎(直通) 298-2113
サンサンコール	かごしま	☎(直通) 808-3333
市ホームページアドレス	http://www.city.kagoshima.lg.jp/	

国保のすがた

世帯数: 78,456世帯
被保険者数: 117,926人
(令和3年1月末現在)

